# daily コラム

2025年10月7日(火)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

## 仕組み作りで「廃棄損」の取扱い フードバンクへの食品寄附

#### 最近耳にする「フードバンク」とは?

福祉施設や困窮生活をされている方へ、 無償で食品を提供する「フードバンク」と 呼ばれる団体があります。まだ安全に食べ ることができるのに、流通に出すことがで きない食品を、企業や個人から寄贈しても らい、食品を必要としている方にお届けす るという活動です。企業側にとっても、食 品廃棄コストの削減や従業員のモチベーションアップに繋がる一方で、困窮世帯の食 事問題の解決に貢献できるものとして、注 目されています。

#### 法人税法上の「寄附金」の取扱い

法人が資産を無償で贈与(寄附)を行った場合には、法人税法では「寄附金」として取り扱われます。法人が支出した寄附金の額は、その法人ごとに計算した「損金算入が認められてといます。この「枠」を超えてしまうと、その超えた金額について、法人税が課されてしまいます。もっとも、法人税法では「広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用等」は、寄附金の額からは除かれると規定されており、行為自体が贈与であった場別であるものは、寄附金から除外されることになります。

### 仕組み作りで、食品寄附を単純損金に

国税庁HPの質疑応答事例では、フード バンクへの食品の提供が次の①と②の条件 に該当する場合には、「商品の廃棄損」とし て寄附金以外の費用と取扱い、提供に要す る費用(食品の帳簿価額+発送費等)を損 金算入できるとしています。

- ① 食品の提供が、社内ルール等に従って廃棄予定の食品をフードバンクが回収するもので、実質的に商品の廃棄処理の一環で行われる取引であること。
- ② フードバンクとの合意書で、提供した食品の転売禁止や、食品の取扱いに関する情報記録・保存・報告などのルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること(その法人側でも、提供した食品の使途が確認できること)。

つまり、食品の寄附を始める前に、「合意書」「社内ルール」を作成し、食品の提供都度、フードバンクから「受取書」を受け取る等の運営方法を考える必要があります。ルール作りには、農林水産省が公表している「フードバンク活動に関する取扱い等に関する手引き」をチェックしましょう。



みんなで 食品ロスを削減し ていきましょう!